

大阪市社会福祉法人等指導監査要綱の一部を改正する要綱

大阪市社会福祉法人等指導監査要綱の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
<p>(趣 旨)</p> <p>第1条 この要綱は、社会福祉法<u>(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)</u>第22条に規定する社会福祉法人(以下「法人」という。)、<u>同法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業を営んでいる施設である社会福祉施設(以下「施設」という。)</u>及び<u>同法第128条第1号イに規定する社会福祉連携推進法人(以下「連携推進法人」という。)</u>に対して本市が実施する指導監査に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 指導監査は、別表に掲げる根拠法令等に基づき、法人<u>及び連携推進法人</u>の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことにより、適正な法人運営と社会福祉事業の運営及び健全な経営の確保を図るものである。</p> <p>(実施方針)</p> <p>第3条 指導監査は、<u>法人、施設及び連携推進法人(以下「法人等」という。)</u>の監査に関する国からの通知及びこれまでの指導監査結果等を勘案し、重点的かつ効率的に実施する。</p> <p>[2 略]</p> <p>(対象等)</p> <p>第4条 指導監査の<u>対象となる法人等及び根拠法令は、別表のとおり</u>とする。</p>	<p>(趣 旨)</p> <p>第1条 この要綱は、社会福祉法第22条<u>(昭和26年3月29日法律第45号)</u>に規定する社会福祉法人(以下「法人」という。)<u>及び、同法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業を営んでいる施設である社会福祉施設(以下「施設」という。)</u>に対して本市が実施する指導監査に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 指導監査は、別表に掲げる根拠法令等に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことにより、適正な法人運営と社会福祉事業の運営及び健全な経営の確保を図るものである。</p> <p>(実施方針)</p> <p>第3条 指導監査は、<u>法人及び施設(以下「法人等」という。)</u>の監査に関する国からの通知及びこれまでの指導監査結果等を勘案し、重点的かつ効率的に実施する。</p> <p>[2 同左]</p> <p>(対 象)</p> <p>第4条 指導監査の<u>対象は、大阪市所管の法人及び別表に掲げる施設</u>とする。</p>

(指導監査職員)

第5条 市長は、社会福祉に関する知識及び経験を有する職員に検査身分証を交付し、指導監査職員に任命するものとする。

[削る]

[削る]

2 前項に規定する検査身分証（厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年厚生労働省令第175号)第14号、第17号、第30号、厚生労働省通知「厚生労働省の所管する法律または政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令等の施行について」の一部改正について（令和4年3月31日付け総発0331第1号/政総発0331第1号）別添（法第70条の規定に係る身分証明書に限る。）及び子ども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令（令和5年内閣府令第42号）第1号）の様式は、別記様式のとおりとする。

3 [削る]

(実施方法)

第8条 [略]

(指導監査職員)

第5条 市長は、社会福祉に関する知識及び経験を有する職員に次の各号に掲げる検査身分証を交付し、指導監査職員に任命するものとする。

(1) 厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年厚生労働省令第175号）第14号、第17号、第30号及び子ども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令（令和5年内閣府令第42号）第1号

(2) 社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第12条

2 前項第1号に規定する検査身分証の様式は、別記様式1のとおりとする。

3 第1項第2号に規定する検査身分証の様式は、別記様式2のとおりとする。

(実施方法)

第8条 [同左]

2 指導監査は、一般監査と特別監査とし、いずれも原則実地において行う。その実施に当たっては、関係法令・通知に基づき実施する。

(一般監査)

第9条 [略]

[2～7 略]

8 毎年度連携推進法人から提出される報告書類により連携推進法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、運営について、法令及び通知等に照らし、特に大きな問題が認められない連携推進法人に対する一般監査の実施の周期については、3箇年に1回とする。

9 前項にかかわらず、連携推進法人の運営について、法令及び通知等に照らし、特に大きな問題が認められない連携推進法人であって、会計監査人等の作成する会計監査報告が次の各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、市長が毎年度連携推進法人から提出される報告書類（独立監査人の監査報告書並びに監査実施概要及び監査結果の説明書として後述する書類を含む。）を勘案の上、当該連携推進法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該連携推進法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、一般監査の実施の周期を、各号に掲げる周期まで延長することができる。

なお、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法

2 指導監査は、一般監査と特別監査とし、いずれも原則実地において行う。その実施に当たっては、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）及び各関係法令・通知に基づき実施する。

(一般監査)

第9条 [同左]

[2～7 同左]

[新設]

[新設]

律第48号。以下「一般法人法」という。）第60条第2項又は同項及び法第127条第5号ホ（2）の規定に基づき会計監査人を設置している連携推進法人が会計監査人による監査を受けたとき又は会計監査人を設置していない連携推進法人が会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、連携推進法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。）を受けたとき、これらの連携推進法人は、一般法人法第107条第1項に規定する会計監査報告（以下「独立監査人の監査報告書」という。）及び監査の実施概要や監査の過程で発見された内部統制の重要な不備等を記載した報告書（以下「監査実施概要及び監査結果の説明書」という。）を会計監査人等から受領するものとする。

(1) 連携推進法人において、会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合  
5箇年に1回

(2) 会計監査人を設置していない連携推進法人において、会計監査人による監査に準ずる監査が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合  
5箇年に1回

10 新たに認定を受けた連携推進法人に対する一般監査については、認定を受けた年度の次年度において、連携推進法人による計算書類等の届出が行われた後に実施する。

11 第1項から前項にかかわらず、法人等の運営等に問題が発生した

[新設]

8 第1項から第7項にかかわらず、法人等の運営等に問題が発生し

場合、又は毎年度法人から提出される報告書類の内容や通報などにより当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、実施計画にかかわらず、必要に応じて随時指導監査を実施する等適切に対応する。

**12～14** [略]

(特別監査)

第10条 [略]

[2 略]

3 特別監査の実施について、前条第13項、第14項を準用する。

(監査結果の講評)

第11条 指導監査職員は、監査の終了後に法人又は連携推進法人の代表者及び関係役職員、又は施設等運営責任者及び関係職員に対して監査結果について講評を行う。

(関係機関等との連携等)

第13条 [略]

**2** 市長は、連携推進法人の指導監査等を行うに当たり必要があると認めるときは、法第144条による準用後の第57条の2第2項の規定に基づき、当該連携推進法人の事務所等が所在する区域の行政庁に対し、情報又は資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

**3** 市内に当該法人の施設又は連携推進法人の事務所等が所在する場合は、法人又は連携推進法人に対して適切な措置をとる必要があると認めるときは、当該法人の所轄庁又は当該連携推進法人の認定所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

**4** 指導監査の過程において、市長が処分権限を有さない法令又は通知（労働関係法令、消防関係法令等）に関する違反の疑いのあるものを発見した場合は、施設監査の所管課又は当該法人の施設が所在

た場合、又は毎年度法人から提出される報告書類の内容や通報などにより当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、実施計画にかかわらず、必要に応じて随時指導監査を実施する等適切に対応する。

**9～11** [同左]

(特別監査)

第10条 [同左]

[2 同左]

3 特別監査の実施について、第9条第10項、第11項を準用する。

(監査結果の講評)

第11条 指導監査職員は、監査の終了後に法人の代表者及び関係役職員、又は施設等運営責任者及び関係職員に対して監査結果について講評を行う。

(関係機関等との連携等)

第13条 [同左]

[新設]

**2** 市内に当該法人の施設が所在する場合は、法人に対して適切な措置をとる必要があると認めるときは、法人の所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

**3** 指導監査の過程において、市長が処分権限を有さない法令又は通知（労働関係法令、消防関係法令等）に関する違反の疑いのあるものを発見した場合は、施設監査の所管課又は当該法人の施設が所在

する区域の行政庁と十分に連携を図りながら、法人又は連携推進法人に対して管轄機関への確認を促す等の指導を行う。その際、法人又は連携推進法人と指導内容の認識を共有できるよう配慮するとともに、必要に応じて、処分権限を有する関係機関へ通報する等の措置をとることにより、適切に対応する。

する区域の行政庁と十分に連携を図りながら、法人に対して管轄機関への確認を促す等の指導を行う。その際、法人と指導内容の認識を共有できるよう配慮するとともに、必要に応じて、処分権限を有する関係機関へ通報する等の措置をとることにより、適切に対応する。

別表

指導監査対象法人等及び根拠法令

監査の根拠	施設等の種別
社会福祉法第56条	社会福祉法人
社会福祉法第70条	障がい者支援施設
	軽費老人ホーム(A型)
	軽費老人ホーム(ケアハウス)
<b>社会福祉法第144条</b> <b>(社会福祉法第56条準用)</b>	<b>社会福祉連携推進法人</b>
生活保護法第44条	救護施設
	更生施設
老人福祉法第18条	養護老人ホーム
	特別養護老人ホーム
児童福祉法第46条	障がい児入所施設

※社会福祉法第70条に基づき、社会福祉事業を営む者に対して、経営の状況等を調査することができる。

別表

指導監査対象法人等及び根拠法令

監査の根拠	施設等の種別
社会福祉法第56条	社会福祉法人
社会福祉法第70条	障がい者支援施設
	軽費老人ホーム(A型)
	軽費老人ホーム(ケアハウス)
生活保護法第44条	救護施設
	更生施設
老人福祉法第18条	養護老人ホーム
	特別養護老人ホーム
児童福祉法第46条	障がい児入所施設

※社会福祉法第70条に基づき、社会福祉事業を営む者に対して、経営の状況等を調査することができる。

別記様式 (第5条第2項関係)

(表面)

第 号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日生

令和 年 月 日交付

令和 年 月 日限り有効

写真

大阪市長 印

(裏面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令の条項	該当の有無

備考 この用紙は、B列8番とする。

別記様式1 (第5条第2項関係)

第 号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日生

令和 年 月 日交付

令和 年 月 日限り有効

写真

大阪市長 印

この証明書を携行する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有する者です。

法令の条項	該当の有無

備考 この用紙は、B列8番とし、厚紙を用いること。

別記様式 2 (第 5 条第 3 項関係) [削る]

別記様式 2 (第 5 条第 3 項関係)

(表面)

	<p>社会福祉施設検査証 (法第 70 条関係)</p>
--	----------------------------------

(裏面)

<p>第 号 令和 年 月 日交付</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 20px auto; text-align: center;"><p>大阪市長 印</p></div> <p>下記の者は、社会福祉法第 70 条の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。</p> <p>職名 氏名</p>	<p>社会福祉法 (抄)</p> <p>第 70 条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、社会福祉事業を経営する者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、施設、帳簿、書類等进行检查し、その他事業経営の状況を調査させることができる。</p>
---	---

	備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。
--	--

附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。